

大槌都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の変更

上段: 変更前

大槌都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設(安渡地区)を次のように変更する。

下段: 変更後

名称		一団地の津波防災拠点市街地形成施設(安渡地区)					
位置		岩手県上閉伊郡大槌町安渡一丁目、二丁目、三丁目 新港町、港町、大槌第21地割、大槌第26地割及び大槌第27地割の各一部					
面積		約19.6ha					
特定業務施設又は公共施設の位置及び規模	特定業務施設	約10.5ha 約9.9ha	備考	沿道サービスに寄与する事務所や水産加工施設等、まちの産業を担う企業や新たに産業集積の拠点地区を整備する。			
	公益的施設	約1.0ha 約0.9ha		地域の拠点となる交流施設及び避難ホール等を配置する。			
	公共施設	道路	種別	名称	幅員	延長	備考
			都市計画道路	3・5・2 安渡赤浜線	15m	約463m	別途都市計画において定めるとおりとする
		上記の都市計画道路を骨格として、(土地利用及び導線計画を勘案の上、)幅員4～15mの地区内道路を適宜配置する。					
		公園及び緑地	公園及び緑地は、誘致距離や周辺環境、景観等を考慮して適宜配置する。				
	その他公共施設	下水道 ①雨水: 公共下水道の雨水浸水対策事業として整備する 準用河川 沢山沢川を介し、大槌川へ直接放流する。 —					
		②汚水: 公共下水道により集水し、終末処理場を経由して小槌川へ放流する。					
③企業汚水: 敷地内の合併浄化槽により総量規制および水質基準に適合した排水を大槌川に放流する。							
小計		約8.1ha 約8.8ha	上水道 大槌町営水道により給水する。				
建築物の高さの最高限度若しくは最低限度	A地区	B地区		C地区			
	制限なし	T.P.+14.5m以下		制限なし			
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度	200%						
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	60%						

「区域、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置は計画図表示のとおり」

理由 東日本大震災津波の被害から、早期復興を図るため、本案のように変更するものである。

# 変更理由書

本地区は、東日本大震災津波の被害から早期復興を図るため、大槌町東日本大震災津波復興計画・基本計画および実施計画に基づき、平成25年7月31日に面積約18.7haの区域において都市計画決定を行い、平成25年10月11日に都市計画事業認可を受けた。

また、平成26年10月9日には、漁業事業者用施設整備のためのA地区（低地部・堤外地）区域拡大、B地区（低地部・堤内地）は立地企業者との協議による敷地規模等への対応による土地利用計画の変更、C地区（高台部）は津波防災拠点施設の整備に併せた法面整備区域の拡大を目的に面積約19.6haの区域において都市計画変更決定を行い、平成28年2月2日に事業計画変更認可を受けた。

今回の変更においては、雨水排水幹線である沢山沢川の放流先の変更決定及び詳細設計による計画の見直しを主な要因として変更する必要が生じたものである。

A地区（低地部・堤外地）は防潮堤乗越し道路の位置変更に伴う道路の廃止。

B地区（低地部・堤内地）では、大槌町公共下水道計画（雨水）事業の決定に伴う雨水排水の流末である沢山沢川の放流先及びルートの変更、敷地整地高の見直しによる道路法地の拡大及び土地利用の有効化を目的とする道路の新設等。

C地区（高台部）では、北側幹線道路の平面・縦断線形の変更に伴う道路用地の変更。

このようなことから、一団地の津波防災拠点市街地形成施設（安渡地区）を本案のように変更するものである。